



意匠登録証

(CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)

(部分意匠 / PARTIAL DESIGN)

登録第 1 5 2 3 1 5 7 号

(REGISTRATION NUMBER)

意匠に係る物品

(ARTICLE TO
WHICH THE DESIGN IS APPLIED)

自動車のステアリングにおけるタイロッドエン
ド

意匠権者

(OWNER OF
THE DESIGN RIGHT)

愛知県安城市上条町西荒井 2 4 番地

株式会社ムーンフェイス

意匠の創作を
した者

(CREATOR OF THE DESIGN)

阿部 卓郎

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

意願 2 0 1 4 - 0 1 4 3 2 8

出願日

(FILING DATE)

平成 2 6 年 6 月 3 0 日 (June 30, 2014)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成 2 7 年 4 月 3 日 (April 3, 2015)

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE DESIGN IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 2 7 年 4 月 3 日 (April 3, 2015)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

伊藤 仁

